

新たに対象となる高度な物流施設の設備一覧

(以下の中で2つ以上の設備を設置すること)

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。)</li> <li>2 自動搬送装置(自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。)</li> <li>3 自動化保管装置(遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。)</li> <li>4 垂直型連続運搬装置(2以上の階に貨物を運搬するものに限る。)</li> <li>5 電動式密集棚装置(遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。)</li> <li>6 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織により施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。)</li> <li>7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置(自動検量機構を有するものに限る。)</li> </ol>
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

成長分野に当てはまる製造業の業種一覧

区分	対象施設
食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 医薬品製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 X線装置製造業 医療用電子応用装置製造業 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
化学繊維製造業 炭素繊維製造業 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴミ製品製造業を除く。） 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業（医療用機械器具、医療用品製造業、武器製造業を除く。） 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電機機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） その他の製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であつて市長が別に定めるものに限る。）